

美山地域森林整備推進協定書

和歌山森林管理署、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター和歌山水源林整備事務所、住友林業株式会社、塩路株式会社、紀中森林組合は美山地域における森林整備の推進に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

(目的)

第1条 この森林整備推進協定（以下「協定」という。）は、国有林と民有林が連携して効率的な作業路網の開設や育林・間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定し、森林の持つ多面的機能の高度な発揮を促すとともに森林資源の循環利用等の促進による地域における森林・林業の活性化に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、「美山地域森林整備推進協定」と称する。

(施業団地の区域及び面積)

第3条 この協定の対象となる区域は、別図に示す和歌山県日高郡日高川町大字寒川地内外の森林（面積2,594 ha）とする。

(事業内容及び実施計画)

第4条 協定に基づき施業団地において行う事業内容は、路網整備、間伐実施、更新、保育、獣害対策とし、事業により発生する間伐材は積極的に搬出利用する。具体的には別紙のとおり「美山地域森林整備実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めて実施する。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備の目標に関する事項
- (2) 森林施業の集約化に関する事項
- (3) 森林施業の方法に関する事項
- (4) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (5) 森林整備の年度別計画
- (6) 獣害対策に関する事項
- (7) その他必要な事項

(事業の実行)

第5条 協定者は、実施計画に基づき事業を行う。但し、諸般の事情により事業の実行ができない場合、又は、事業を追加する場合には、協定者に事前に通知し、実施計画を変更することができる。

(路網の設置及び維持管理等に関する事項)

第6条 路網は、原則として森林所有者又はその管理者が自ら管理する森林に設置することとし、設置後は適切に維持管理を行う。

2 施業団地内の路網の利用料については、協定者の相互利用の観点から無料とする。

- 3 森林所有者が森林整備等の事業を発注し、請負者が路網を使用する場合には、請負者において路網の良好な管理を行う。
- 4 事業実施に起因する路網の毀損等については原因者がそれを原形に復することとする。ただし、自然災害による毀損についてはこの限りではない。
- 5 協定期間中に、路網を廃止、又は路網に伴う権利を第三者に譲渡する場合には、協定者で協議することとする。

(運営会議)

第7条 協定者は、協定の運営に関する事項を処理するため、運営会議を開催することができる。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 実施計画に定める森林施業の実行に関する事項
- (2) 実施計画に定める路網その他の施設及び維持管理に関する事項
- (3) 実施計画に定める獣害対策に関する事項
- (4) 実施計画の変更に関する事項
- (5) その他協定の運営に関し必要な事項

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日とする。但し、有効期間満了に当たっては、協定者は協議の上、更新できるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第9条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は破棄の必要が生じたときは、協定者が協議の上、協定の変更又は廃止ができるものとする。

(協定内容の承継要請)

第10条 この協定の締結以後、施業団地の森林所有者に異動等が生じる場合は、この協定内容についての説明を次期森林所有者に行い、協定内容の維持に努めることとする。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定者の協議により定める。

(施行)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から施行する。

以上、この協定の実現に対して最大限の努力をすることを約し、各協定者押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月8日

近畿中国森林管理局

和歌山森林管理署長

渡 辺 達 也

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター

和歌山水源林整備事務所長

久保田 拓 也

住友林業株式会社

資源環境事業本部 山林部

大阪事業所 所長

坂 口 精一郎

塩路株式会社

代表取締役社長

塩 路 進

紀中森林組合

代表理事組合長

中 家 哲